

三田市立小学校及び中学校条例新旧対照表

現行	改正案										
<p><u>三田市立小学校及び中学校条例</u></p> <p>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 38 条及び第 49 条の規定に基づき、設置する<u>三田市立小学校及び中学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p><u>三田市立学校条例</u></p> <p>学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定に基づき、設置する<u>三田市立学校の名称及び位置は、小学校及び中学校にあつては別表第 1、特別支援学校にあつては別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p>別表第 1 省略</p> <p>別表第 2</p> <table border="1" data-bbox="1146 443 2076 574"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>学部</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別支援学校</td> <td rowspan="2">三田市立ひまわり特別支援学校</td> <td>中学部 高等部</td> <td>三田市富士が丘三丁目 25 番地</td> </tr> <tr> <td>小学部</td> <td>三田市富士が丘一丁目 12 番地</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	学部	位置	特別支援学校	三田市立ひまわり特別支援学校	中学部 高等部	三田市富士が丘三丁目 25 番地	小学部	三田市富士が丘一丁目 12 番地
区分	名称	学部	位置								
特別支援学校	三田市立ひまわり特別支援学校	中学部 高等部	三田市富士が丘三丁目 25 番地								
		小学部	三田市富士が丘一丁目 12 番地								

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案																
<p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p>別表(第 2 条、第 4 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="185 767 1106 968"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校医(内科医に限る。)、学校歯科医(小学校、中学校、幼稚園の各施設(以下次部において「各施設」という。)ごとにつき)</td> <td>年額 224,500 円に幼児、児童又は生徒 1 人につき年額 300 円を加算</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬	省略		学校医(内科医に限る。)、学校歯科医(小学校、中学校、幼稚園の各施設(以下次部において「各施設」という。)ごとにつき)	年額 224,500 円に幼児、児童又は生徒 1 人につき年額 300 円を加算	省略		<p>第 1 条～第 5 条 省略</p> <p>別表(第 2 条、第 4 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1146 767 2076 968"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校医(内科医に限る。)、学校歯科医(学校、幼稚園の各施設(以下次部において「各施設」という。)ごとにつき)</td> <td>年額 224,500 円に幼児、児童又は生徒 1 人につき年額 300 円を加算</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬	省略		学校医(内科医に限る。)、学校歯科医(学校、幼稚園の各施設(以下次部において「各施設」という。)ごとにつき)	年額 224,500 円に幼児、児童又は生徒 1 人につき年額 300 円を加算	省略	
区分	報酬																
省略																	
学校医(内科医に限る。)、学校歯科医(小学校、中学校、幼稚園の各施設(以下次部において「各施設」という。)ごとにつき)	年額 224,500 円に幼児、児童又は生徒 1 人につき年額 300 円を加算																
省略																	
区分	報酬																
省略																	
学校医(内科医に限る。)、学校歯科医(学校、幼稚園の各施設(以下次部において「各施設」という。)ごとにつき)	年額 224,500 円に幼児、児童又は生徒 1 人につき年額 300 円を加算																
省略																	

重要な公の施設に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>(議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の利用及び廃止)</p> <p>第 3 条 法第 244 条の 2 第 2 項の規定により議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を経なければならない公の施設の利用及び廃止とは、次の各号に掲げる公の施設につき、これを廃止し、又はそれぞれ当該各号に掲げる期間でかつ独占的な利用をさせる場合とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 小学校 3 月以上</p> <p>(4) 中学校 3 月以上</p>	<p>第 1 条～第 2 条 省略</p> <p>(議会の特別議決を経なければならない特に重要な公の施設の利用及び廃止)</p> <p>第 3 条 法第 244 条の 2 第 2 項の規定により議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を経なければならない公の施設の利用及び廃止とは、次の各号に掲げる公の施設につき、これを廃止し、又はそれぞれ当該各号に掲げる期間でかつ独占的な利用をさせる場合とする。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 小学校 3 月以上</p> <p>(4) 中学校 3 月以上</p>

(5) 特別支援学校 3月以上

三田市有馬富士自然学習センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第3条 省略 (開館時間) 第3条の2 自然学習センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 ただし、 <u>三田市立小中学校管理及び運営に関する規則(昭和41年三田市教育委員会規則第1号)第2条第1項第6号</u> に規定する夏季休業日については、午前9時から午後6時までとする。 2 省略 以下省略	第1条～第3条 省略 (開館時間) 第3条の2 自然学習センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 ただし、 <u>三田市立学校管理及び運営に関する規則(昭和41年三田市教育委員会規則第1号)第2条第1項第6号</u> に規定する夏季休業日については、午前9時から午後6時までとする。 2 省略 以下省略

三田市放課後児童クラブ条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第4条 省略 (入所資格) 第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市内に住所を有し、市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。以下同じ。)又は <u>これに準ずる学校</u> の第1学年から第3学年までに在学していること。 (2)～(3) 省略 2～3 省略 以下省略	第1条～第4条 省略 (入所資格) 第5条 児童クラブに入所できる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 市内に住所を有し、市内の小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校をいう。以下同じ。)又は <u>特別支援学校(同法に規定する特別支援学校をいう。)</u> 小学部の第1学年から第3学年までに在学していること。 (2)～(3) 省略 2～3 省略 以下省略

三田市学校給食費徴収条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「学校給食費」とは、 <u>三田市立小学校及び中学校条例(昭和39年三田市条例第1号)</u> に規定する学校並びに <u>三田市立幼稚園条例(昭和39年三田市条例第15号)</u> に規定する幼稚園(以下「学校園」という。)	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において「学校給食費」とは、 <u>三田市立学校条例(昭和39年三田市条例第1号)</u> に規定する学校並びに <u>三田市立幼稚園条例(昭和39年三田市条例第15号)</u> に規定する幼稚園(以下「学校園」という。)で実施される学

で実施される学校給食の運営に要する経費のうち、三田市教育委員会(以下「委員会」という。)が学校園の設置者が負担すべき経費として規則で定めるものを除いた学校給食に要する経費をいう。

(学校給食費の徴収額)

第 3 条 学校給食費は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を徴収する。

区分	月額
小学校	3,900 円
中学校	4,500 円
幼稚園	2,940 円

2 省略

以下省略

校給食の運営に要する経費のうち、三田市教育委員会(以下「委員会」という。)が学校園の設置者が負担すべき経費として規則で定めるものを除いた学校給食に要する経費をいう。

(学校給食費の徴収額)

第 3 条 学校給食費は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を徴収する。

区分	月額
小学校及び特別支援学校小学部	3,900 円
中学校並びに特別支援学校中学部及び高等部	4,500 円
幼稚園	2,940 円

2 省略

以下省略